

九州看護福祉大学におけるSD・FDの基本方針

1. 定義

- (1) スタッフ・ディベロップメント（以下、SD）は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修とする。
- (2) ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）は、本学の学部、専攻科及び大学院における教育内容等改善のための組織的な研修及び研究とする。

2. 目的・目標

本学における建学の理念、3つの基本理念、5つの教育方針に基づき、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を育成するため、大学教員として必要となる教授法や最新の学術内容を習得し、教育職員の教育力向上を図る。また、本学の教育研究活動等の適切かつ効率的な運営のため、必要とされる知識・能力・技能を習得し、職員の資質の向上を図る。

3. 対象

- (1) SDについては、役員、教育職員（非常勤講師を除く）、医療職員、事務職員及び技術職員を対象とする。
- (2) FDについては、教育職員（非常勤講師を除く）を対象とする。

4. 実施組織

SD及びFDを推進するための組織として、九州看護福祉大学自己点検・自己評価委員会規程第5条に基づき、専門委員会としてSD委員会及びFD委員会を置く。

5. 実施計画

大学全体の研修（部局別を除く）は、SD委員会及びFD委員会においてそれぞれ年次計画を策定する。また、SD・FD活動等について、実績報告を作成し適宜ウェブサイト等を通じて学内外に広く発信する。

FDにおいては、学生による授業評価の結果を用いた授業の改善を図り、大学教員として必要となる教授法や最新の学術内容の研鑽に努める。